

Yukie Laboratory 規約

第1条 名称

本会は「Yukie Laboratory」と称し、以下ファンクラブと表記します。

第2条 目的

井脇幸江を応援する有志が集まり、井脇幸江が望む形でバレエ研究活動などに積極的に支援することを目的にしています。

第3条 活動期間

2020年1月1日から2021年記念 Gala 公演日

第4条 活動拠点

ファンクラブ事務局を以下に設ける

東京都新宿区四谷三栄町 11-19-001

第5条 会員資格

5-1 本規約を理解し、入会手続きが完了した後、会員認定いたします。

5-2 会員資格には下記の項目が必要条件となります。

- A) 会員の申請内容がすべての項目について虚偽がないこと
- B) 日本国内の普通郵便が受け取れる所在地を住所とするもの
- C) 法人ではなく個人であること
- D) ファンクラブで入手したチケットを第三者へ転売行為のないもの
- E) 会員が入会申込日時点で満18歳未満の場合は、入会に際して保護者の同意が必要になります。ファンクラブが指定する同意書に記入し提出してください。

5-3 入会后、井脇幸江およびファンクラブの品位・秩序を脅かすと判断した場合、会員に不相当とみなしファンクラブを退会していただきます。

5-4 会員資格の転売、貸与、譲渡はできません。

5-5 イベントに人数制限がある場合は抽選となり、全てのイベントに参加できる保証はありません。

5-6 イベントの内容によってかかる費用（観劇チケット代、食事代、パーティー参加費など）や交通費は、会員の負担となります。

第6条 入会金

入会金 3千円

ファンクラブの指定する口座へお支払いください。振込手数料は会員がご負担ください。

第7条 年会費

会費 1万円

ファンクラブの指定する口座へお支払いください。振込手数料は会員がご負担ください。途中退会される場合でも返金はありません。

第8条 本規約の変更

本規約にいかなる変更が生じた場合、ファンクラブが会員にその内容を通知いたします。

第9条 個人情報

ファンクラブは会員の個人情報をファンクラブ活動目的以外に利用しません。

第10条 免責

10-1 住所、電話番号など登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに変更連絡を行います。これを怠った際の送付物の不着、延着について、ファンクラブは一切の責を負いません。

10-2 活動を通じて発生した会員または第三者の損害について、井脇幸江およびファンクラブは一切の責任を負いません。

10-3 本会は井脇幸江の活動およびファンクラブの活動を継続できない場合は、解散いたします。ただし、この場合、会費の返金はいたしません。